

四日市市告示第 2 2 8 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智広

- 1 徴収の事務を委託する使用料  
四日市市障害者自立支援施設共栄作業所の使用料
  
- 2 徴収の事務を行うもの  
四日市市諏訪町 2 番 2 号  
社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
  
- 3 委託期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

（健康福祉部 障害福祉課）